

令和3年度

オンライン講座

第12回

重要文化財 I

12

2021
7月
No.07

熱海ブルーノ・タウト連盟

タウト塾@熱海



文化財とは？
その歴史と区分

熱海市教育委員会
生涯学習課 学芸員 栗木 崇

タウト塾@熱海 オンライン講座 第12回

文化財とは？ その歴史と区分

熱海市教育委員会
生涯学習課 学芸員 栗木 崇



文化財とは？

- 我が国の長い歴史のなかで生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的財産
- 国の歴史、伝統、文化などを理解するために欠くことのできないものであると同時に、将来の文化の向上発展の基礎をなすもの。
- 文化財は、文化財保護法、静岡県文化財保護条例、市町の条例に基づき、指定、登録、選定することにより保護されています。

公共財

未来への貢献



文化財保護法における 文化財及びその保護の体系

【法第2条】

- 有形文化財
- 無形文化財
- 民俗文化財
- 記念物
- 文化的景観
- 伝統的建造物群

【法第92条】

- 埋蔵文化財

【法第147条】

- 文化財保存技術



無形民俗文化財 来宮神社鹿島踊



沼津内浦・静浦及び周辺地域の漁撈用具

(ぬまづうちうら・しずうらおよびしゅうへんちいきのぎょうようぐ)



指定区分、指定種別 国指定/民俗文化財・有形民俗文化財

指定日 2010/03/11

員数 2539点

所在地 沼津市下香貫島郷2802-1

一般公開有無 有

駐車場の有無 有

公開情報 沼津市歴史民俗資料館 無料 開館時間 9時-16時 入館料 休館日 毎週月曜日・祝日の翌日・毎月最終平日・年末年始



史跡 江戸城石垣石丁場跡



登録記念物 日金山(十国峠)



閉じる

重要伝統的建造物群保存地区

主情報

- 名称 : **大田市温泉津**
- ふりがな : おおだしゆのつ
- 種別1 : 港町
- 種別2 : 温泉町
- 面積 : 36.6 ha
- その他参考となるべき事項 :
- 告示番号 :
- 選定年月日 : 2004.07.06(平成16.07.06)
- 追加年月日 : 2009.12.08(平成21.12.08)
- 選定基準1 : (二) 伝統的建造物群及び地割がよく旧態を保持しているもの
- 選定基準2 :
- 選定基準3 :
- 所在地 : 島根県大田市



大田市温泉津

写真一覧

地図表示

関連情報

解説文： 温泉津地区は、中世から続く温泉のある港町で石見銀山の外港として発展した。急峻で狭い谷筋を切り拓いた町並みは近世の町割りをよく残し、江戸末期から昭和初期にかけて建てられた町屋を中心に温泉旅館、寺社建築など多様な建造物が周囲の環境と一体となって歴史的景観を形成している。



文化財の種別

- 有形文化財
 - － 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書など
- 無形文化財
 - － 演劇、音楽、工芸技術など
- 民俗文化財
 - － 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能、技術およびこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件
- 記念物
 - － 史跡、名勝、天然記念物(動物、植物、地質鉱物)
- 文化的景観
 - － 地域における生活、生業及び当該地域の風土により形成された景観
- 伝統的建造物群
 - － 周囲の環境と一体をなした伝統的建造物群
- その他 埋蔵文化財 文化財の保存技術 重要美術品



文化財保護制度の歴史

文化庁パンフレットより

昭和25年

文化財保護法の制定

文化財保護委員会の設置

国の指定制度の改正
(国宝・重要文化財の2段階区分等)

重要文化財及び史蹟名勝天然記念物のうち特に重要なものを国宝及び特別史蹟、特別名勝、特別天然記念物に指定

無形文化財及び
埋蔵文化財の保護制度の創設

無形の文化的所産及び埋蔵文化財が保護対象となる

昭和29年改正

無形文化財に関する保護制度の充実

重要無形文化財の指定制度の創設及び無形文化財の選択制度の創設

埋蔵文化財に関する保護制度の充実

有形文化財の種類から独立させ、埋蔵文化財包蔵地発掘の事前届出制等の実施

民俗資料に関する保護制度の充実

有形文化財の種類から独立させ、重要民俗資料の指定制度及び無形の民俗資料の選択制度の創設

昭和43年改正

文化庁の発定

文化財保護審議会の設置

昭和50年改正

埋蔵文化財に関する制度の整備

国の機関等による遺跡発見の場合の特例制度の創設と工事中の遺跡発見の場合の保護制度の整備等

民俗文化財の保護制度の充実

民俗資料を民俗文化財に改め、重要民俗資料を重要有形民俗文化財とするとともに重要無形民俗文化財の指定制度を創設

伝統的建造物群保存地区制度の創設

伝統的建造物群及び「れこ」体を成してその価値を形成している環境を保存するための制度の創設

文化財の保存技術の保護制度の創設

選定保存技術の選定制度の創設

平成8年改正

文化財登録制度の創設

建造物のうち、国、地方公共団体の指定以外の文化財の保存等のための登録制度の創設

平成11年改正

都道府県、指定都市等への権限委譲等

文化審議会への改革

平成16年改正

文化的景観の保護制度の創設

重要文化的景観の選定制度の創設

民俗文化財の保護範囲の拡大

民俗技術を保護対象化

文化財登録制度の拡充

建造物以外の有形文化財、有形の民俗文化財及び記念物にも登録制度を拡充

平成30年改正

文化財の保存・活用のための計画制度の創設

文化財の保存と活用にかかる都道府県の大綱、市町村の地域計画の認定制度創出
保存活用計画の認定制度創出
文化財保存活用支援団体の指定制度の創出

多様な担い手の参画に向けた体制整備

管理責任者制度の選任要件緩和

文化財保護行政の首長部局への移管可能

明治4年 太政官布告 古器旧物保存方
明治30年 古社寺保存法
大正8年 史蹟名勝天然記念物保存法
昭和4年 国宝保存法
昭和8年 重要美術品等ノ保存ニ関スル法律

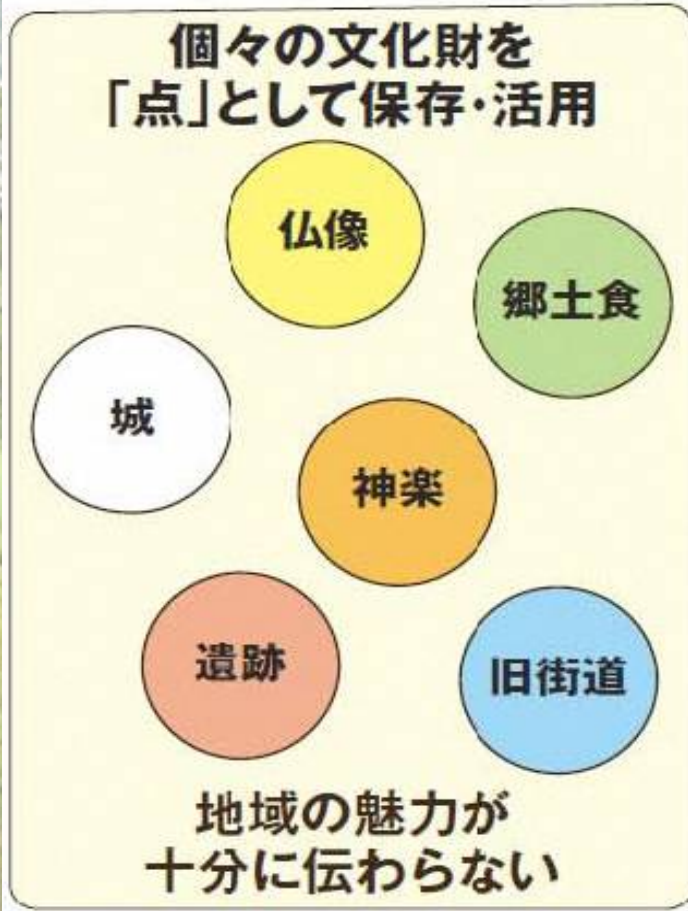


文化財保護制度の歴史

- 古器旧物保存方(明治4年) 古社寺の「宝物」の調査
保存金、指定制度の原型
アウトドア系の保存
- 国宝制定、社寺以外も対象
「文化財」の誕生
有・無形文化財、史跡名勝天然記念物、埋蔵文化財
- 地方自治体へ委任拡大
- 点から面へ伝統的建造物群、選定保存技術等
- 登録文化財制度、活用の推進
- 文化的景観の創設、登録制度の拡充
- 保存・活用に関する地域計画認定制度
- 支援団体指定制度の創設
- 食文化など無形文化財の登録制度



これまでの保存・活用の展開



目指す姿



地域のブランド化
アイデンティティの再確認



再生不可能なエネルギー＝文化財

「ねえ、ボクのぶんは…?」

- 共有財産
- 先人の思い
- 現在の活用
- 未来の財産



知っていますか?

子どもたちが将来使う資源を、私たちが「いま」使っていることを、このままの暮らしでは、地球ひとつだと足りません。未来のぶんのエネルギーや食料が心配です。

“地球にちょうどいい暮らし”をはじめませんか。

人と自然の未来を守るWWFにご協力ください。



ACジャパン支援キャンペーン



今、求められていること

- 文化財は国民の共有財産 【前提】
 - 特定の人のためのものではない
- 「保存」から「活用しながらの保存」へ
 - 文化財を活用して、多くの人にその価値を理解してもらおうことで、保存につなげる
- 地域総がかりでの文化財保護
 - 地域の文化財の保存と活用は、地域が主体
 - 様々な人々が文化財の保存と活用に参加する





No.12 END